

第2号議案

文京区職員定数条例の一部を改正する条例に関する意見聴取について

上記の議案を提出する。

平成31年2月1日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 佐藤 正子

文京区職員定数条例の一部を改正する条例

文京区職員定数条例（昭和五十年三月文京区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

一 区長の事務部局の職員	一、四五八人
二 議会の事務部局の職員	一〇人
三 教育委員会の事務部局の職員	一八四人
四 教育委員会の所管に属する学校の職員	一五八人
五 選挙管理委員会の事務部局の職員	七人
六 監査委員の事務部局の職員	六人
合計	一、八三三人

付 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(説明)

職員配置の見直しに伴い、職員の定数を改めるため、本案を提出いたします。